

## 倫理規程

### 前 文

21世紀の医療は、生命の尊厳のもと患者本位の治療へと移行している。すなわち情報の開示や医療評価がきびしく求められ、患者サイドが選択する時代である。そこで、医療にたずさわる者は、医の倫理観をもち、且つ質の高い専門性の向上につとめなければならない。

医療人の倫理観とは、なん人からも利害関係をつくらない潔癖な態度と、科学的観点から専門医療分野・医療システム・医療経済等に精通し、すべては人々のためであることを心して、全人医療に徹することである。

われわれ視能訓練士は、法的に認められた医療職である。その身分制度に関わる視能訓練士法は1971年に成立し、1993年に一部改正され、身分と職域の確立がなされている。住みわけ区分は眼科領域におけるリハビリテーションであり、人々の生活の質（Quality of Life）や視的生活の質（Quality of Visual Life）の向上のために、眼科一般検査、斜視や弱視など両眼視機能に障害のある人へのリハビリテーション指導が視能訓練士の業務である。さらに近年、視能訓練士を取り巻く社会環境および責任は、保健・医療・福祉の三領域を総合化する体制に変化しており、これら全般にわたる幅広い知識と教養・豊かな人間性・強い倫理観で多様な社会的ニーズに応えなければならない。

よって、ここに視能訓練士としての倫理規程を設け、社会に寄与する事とする。

### 倫理規程

視能訓練士は、眼科領域における医療の担い手として専門職の誇りをもち、社会的使命と職務の責任をつねに考え、豊かな人間性を磨くことを心がけ、ここに倫理規程を設ける。

1. 視能訓練士は、人々の保健・医療・福祉のために専門性の高い知識と技術をもってその社会的使命を遂行する。専門職として責任ある行為をすべきであり、その名称を辱める行為はしてはならない。
2. 視能訓練士は、人々の生活の質（Quality of Life）、視的生活の質（Quality of Visual Life）の向上のために、眼科一般検査・両眼視機能に障害のある人への訓練や治療の内容について十分に説明し指導する必要がある。
3. 視能訓練士は、生涯学習する専門職であることを自覚し、自己研鑽に励み科学性を探究する努力を惜しまず、最新の知識と技術を修得し提供する。業務上知り得た情報は探求し記録として保管する。また、後輩の育成と教育水準の高揚に努める。
4. 視能訓練士は、他の関連職種と協力してチーム医療の一員として貢献する。
5. 視能訓練士は、人権を尊重し、すべて平等に接する。
6. 視能訓練士は、豊かな人間性の涵養をはかり、心理的・社会的・精神的に充実し高めることに努める。
7. 視能訓練士は、職務上知り得た情報についての秘密を守らなければならない。
8. 視能訓練士は、不当な報酬をもとめない。

### 倫理綱領

1. 視能訓練士は、チーム医療（コメディカル）の一員として、広く人びとの心身の健康に寄与します。
2. 視能訓練士は、人びとの生命における視覚機能の重要性を認識し、その担い手としてその専門分野を全うします。
3. 視能訓練士は、医療人として生涯を通じ豊かな人間性の涵養・科学的専門知識と技能の向上および高い倫理観を培います。
4. 視能訓練士は、種々の視覚障害を持つ人びとに共感的態度をもち、さらに関連分野とのコミュニケーションをはかります。
5. 視能訓練士は、倫理観のもと適切な視能情報の提供と管理に努め、保健・医療・福祉に貢献します。